

Title	新自由主義に抗する社会学理論家
Sub Title	Sociological theorists against neo-liberalism
Author	平林, 豊樹(Hirabayashi, Toyoki)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2003
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.56 (2003.) ,p.21- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000056-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新自由主義に抗する社会学理論家

Sociological Theorists against Neo-Liberalism

平 林 豊 樹*
Toyoki Hirabayashi

At the beginning of the 21st century (in 2001), A. Giddens, A. Touraine, and P. Bourdieu are the most famous sociological theorists all over the world. They not only excel in theorists but also are well known as critics of the present social condition and of neo-liberalism.

Giddens is a staff officer of prime minister T. Blair. Giddens' "the Third Way" policy is, in fact, like one of the centre-right.

Touraine attaches importance to social movements to demand cultural rights. He gives priority to work, sustainable development, and intercultural communication.

Bourdieu advocates social movements to aim at the universal without imperialism and at transnational welfare States.

There are the common argument and the difference among Giddens, Touraine and Bourdieu.

They emphasize the utility of the left. The idea of the left has the following three features. First, it professes the guarantee of the all individual liberty and all people's equality. Secondly, it does not trust the market but permits the economic intervention of government. Thirdly, it guarantees the autonomy of various social categories including minorities in their centre, and aims at universalism and internationalism.

However, a view of Giddens is much different from that of Touraine and Bourdieu.

Giddens thinks himself to be a social democrat. But, he also takes the economic efficiency and the market seriously. Therefore, his insistence is to give opportunities, involvement in public space, and education, to all members of a society. For him, this insistence is the renewal of civil society. However, it is only an encouragement of efforts of the individual, community, family, NPO, NGO, etc. In his works, civil society (public space) is not defined clearly at all.

Touraine thinks important the social movements of minorities, the city, the trade union, etc. They are clearly defined. A theory of Touraine does not harmonize with that of Bourdieu at all. Nevertheless, their insistences have

* 日本女子大学人間社会学部非常勤講師（理論社会学、文化社会学、日本社会論）

following two common features. First, to defend minorities' rights links realization of truly universal ideas. Secondly, the internationalism should be aimed at on condition that the nation State becomes breakwaters against financial capitalism. Touraine and Bourdieu do not deviate from above-mentioned features of the idea of the left. According to them, social movements are ought to appeal the function of social welfare by State, and then, to aim at defending rights of all people through defending rights of minorities. The State and the union of States (ex. EU), if only recognizing social and cultural rights, function as the agent of truly equal and universal welfare to all people.

1. 問題の所在

今日の国際政治経済界に於いて最も有力なイデオロギーは、新自由主義である。社会学という学問領域の性質に由来するのであろうが、社会学者の多くは、このイデオロギーに抗する。中でも、社会学界で国際的に著名な理論家が、1990年代以降、新自由主義を批判し、社会的に発言したり行動したりする様になった。

21世紀を迎えた時点(2001年時点)で、社会学界に於いて国際的に最も著名だった理論家の代表は、A.ギデンズ、A.トゥレーヌ、P.ブルデュー(2002年に逝去)である。これは、衆目の一致する所であろう。この三者は、1990年代以降、新自由主義に関して盛んに発言し、時にセンセーショナルな注目を浴びた。新自由主義イデオロギーと「経済のグローバル化」とに社会学者は如何に抗し得るのか、という問題を考える際に、三者の所説は大いに参考になる。

国際的に著名な理論家の中から何故この三者を取り上げるのか。その理由の第一、それは、三者が社会学理論家として一級だから。彼等は、紛れも無く社会学の専門家であり、理論家として社会学界に於いて高い評価を得ている。斯様な理論家が新自由主義イデオロギーと社会政策とを批判するとなれば、彼等の発言は、理論社会学の専門家のみならず経験的研究の専門家からも注目されるに違い無い。それ故、理由の第二、理論研究が現状批判や政策提言とどう関わるのか、という問題を考える時に、三者は格好の注目対象となるから。三者は、短期的な社会改良政策に資する経験的研究を、行わなかった¹⁾。そんな彼等が1990年代以降に社会政策又は社会運動に積極的に介入した背景には、どんな理論的裏付けが在るのか。それを究明するのも、本稿の目的である。理由の第三、三者が知識人として国際的に極めて著名だから。J.-P.サルトルに倣って、知識人を「専門外の事柄に口出しし体制を批判する専門家」として定義するならば、三者は、将に特定の学問領域の第一級の専門家であり、その専門研究を通じて自己(専門家)と社会との関係を問い、現状を批判する²⁾。剩え、彼等は、欧米の言論界に於いて社会学者が知識人の頂点として認知された初めての事例なのだ。理由の第四、三者の発言が、社会学界のみならず国際的な言論界でも注目されているから。彼等の著作は、多くの国々で論争の叩き台となる。

三者の所見は、日本人が日本社会を相対化するのにも、役立つだろう。西欧諸国と日本とでは、市民社会の成熟度や知識人の力や社会運動の在り方が全然違う。日本では、社会民主主義者を以て自ら任じている訳ではない政治家が、ギデンズの「第三の道」を学習している。同時に、市民社会の在るべき姿が言論界や世論で殆ど話題にならず、市民社会とは何かが一般に理解されていない中で、NPOだけは称揚されるが、影響力有る社会運動が叢生する気配は無い。斯様な現状のままでは、今後、人々の自覚せ

ぬ内に、市民社会に対する国家の負担が済し崩し的に削減されて行き、営利団体や無法集団がNPOとして罷り通って行くだらう。日本で上記三者の理念を並べて知る事は、日本の斯様な現状を相対化するきっかけにはなる。又、TVや新聞での報道が米国の通信社の情報に一方的に偏っている日本では、差し当たり、三者の著作を併読する価値が高いに違い無い。

三者の発言は、理念を示したもので、単なる理想論だとの謗りを免れないかも知れない。併し、それは、人々に指針を与え社会的活動に方向を示すものであろう。新自由主義に抗する彼等の発言の中から、その指針と方向性とを探ってみたい。

2. 新自由主義の起源と機能

新自由主義は、1930年にJ. デューイ [Dewey 1930] の標榜した「新しい個人主義」を、斥け、市場競争原理を徹底化する。

デューイに拠れば、古典的な自由主義に基づき経済的私利を追求する「古い個人主義」は、行き詰まったので、社会生活の諸要因を組み込み社会的責任を重視した「新しい個人主義」へと、移り変わらなければならない。この思想は、ニュー・ディールを支えるものであった。だが、冷戦期になると、デューイの「新しい個人主義」は、古典的な自由主義の復活版と云える新自由主義に、駆逐されて行った。新自由主義は、冷戦の下で、米国資本主義を支援するイデオロギーとして、発生したのである。M. フリードマンの言を引けば [Friedman 1979: 訳(上) 280-292]、ムハメド・アリが一晩で莫大な金を稼ぐのは不公平だが、その金は彼の刻苦勉励への当然の対価であり、彼の勝利を多くの人々が喜ぶのであり、勝者が莫大な利益を得るのでなければ誰もゲームを楽しめなくなる。故に、ヘンリー・フォードの圧倒的勝利は、不公平だが、社会全体へ利益を齎すのだから、大いに称揚されるべきだ。この思想は、個人や企業の自由競争を重んじ、福祉国家を非難するが、大企業に依る市場の寡占を批判せず、人々の初期条件の平等化を志向しない。そこで、ブルデューは、新自由主義を、「純粹な市場の論理に対して障壁を作り得る集团的構造を、問題視しようとする」ものと定義する [Bourdieu 1998: 110]。

では、斯様な新自由主義から脱するにはどうすれば良いのか。社会学の理論家は、自らの理論に則ってどう考察するのか。

3. 「第三の道」は中道左派の政策綱領たり得るのか ～A. ギデンズの場合

今や、ギデンズは、英国のブレア首相の参謀である。彼の「構造化理論」³⁾の何処が、新生英国労働党の政策綱領（「第三の道」の政策）へと発展したのか。

ギデンズ程グローバル化を理論的に扱った人は、少ない。「構造化理論」は、グローバル化に関してのみ、「第三の道」へと繋がる。彼に拠れば [Giddens 1990]、グローバル化は、近代性のダイナミズムとその制度特性との相乗効果に依って、本来的に進展する。近代性の示すダイナミズムは、次の三つだ。第一、「時空間の分離」。これは、「目の前に居ない他者」との関係を発達させ促進する機能を、持つ。第二、この分離に伴う「脱埋め込み」。即ち、社会関係を相互行為の局所的な脈絡から引き離し、時空間の無限の拡がりの中に再構築する事。これは、貨幣を代表とする「象徴的通標」に対する信頼と、専門家システムを代表とする「抽象的システム」に対する信頼とに、基づく。第三、社会関係の「再帰的秩序化と再秩序化」。即ち、知識が個人や集団の行為に絶えず影響を与え、その行為も知識に絶えず影響を与える、という循環。近代性の制度特性は、次の四つである。第一、資本を私有する者と資産を持たぬ賃

金労働者との関係を中心に展開する商品生産システム、即ち「資本主義」。これは、自由競争を旨とする労働市場と製品市場とを背景に、経済と政治との絶縁を必然的に伴う。第二、「産業主義」。これは、整然とした社会的生産組織の存在を前提とし、商品生産に於ける無生物的動力源の使用によって特徴付けられる。第三、主として政治的領域で、被統治対象民を直接的間接的に管理する事（監獄や学校での管理から情報の管理に到る迄）、即ち「監視」。第四、「暴力手段の管理」。即ち、軍事力と産業主義との一体化した時代に於いて、近代国家が国境内で物理的暴力を独占している事。これらのダイナミズムと制度特性とが相俟って、「世界資本主義経済」、「国際的分業」、「国民国家システム」、「世界の軍事秩序」というグローバル化の諸次元が必然的に生じる。では、グローバル化の最新動向は、如何なるものか。

「第三の道」[Giddens 1998] は、グローバル化が加速度的に進展し且つ左右両派の違いが不明確になった現代に於いて、旧来の社会民主主義と新自由主義とを越え、社会民主主義の進路を示す。目下進行中のグローバル化は、経済面に留まらず、日常生活を変えつつあり（世界中で画一化された大衆文化や TV 報道等を通じて）、国家と企業と NPO とが意図的に推進したものであり（政府の資金援助に依る通信衛星研究、政府の国債発行に依る国際金融市場の拡大、等）、自由化民営化政策を主軸とした政治的経済的要素の複雑な絡まり合いから齎され、新規の内需を拡大し地域の独自性を再生させ得る（例えば、地域ナショナリズムの台頭）と同時に、政府の役割を大きくする傾向（東欧の旧共産圏諸国で顕著）すら持つ。尤も、ギデنز [Giddens 1999: 訳 26] は、最終的に、「グローバル化の進展に伴って国家は虚構となる」との見方に賛成するのだが⁴⁾。

グローバル化は不可避的だが、市民団体は政府にとって代われないから、政府の再構築が必要だ。特に、科学技術の及ぼす影響が新たなリスクを生む（環境問題は人間の体内にも及ぶし、狂牛病等は何時発生しても不思議ではない）ので、国家に依るリスク管理が重要となる。ギデنزに拠れば、貧困層だけにではなく殆どの国民にも利益を齎す福祉制度が、必要であり、福祉国家は、資金でなくリスクを共同管理するものなのであって（資金の管理に特化すると、権益を得る勢力とモラル・ハザードとを生む）、リスクは、企業家だけでなく労働者にも引き受けられるべきだ。今や、リスクは、技術的進歩、社会的排除、等に起因する新たなものを含む。「第三の道」は、市場の動態を利用して、公共の利益を上げようとする。その際に富を生む主役が、個人や NGO だ。その為、政府は、市民に機会を与え、公共空間への参加権を市民に保証し、変化に対して各市民が自ら処せる様に市民を支援しなければならない。故に、人的資本への投資と教育とが重視され、その結果、例えば、「定年退職制を廃止し、各人の使いたい時に年金積立金を使える様にし、高齢者を人的資源と見做そう」との提案が出る。その前提として、ギデنزは、伝統と慣習とに囚われない「新たな個人主義」（利己主義とは違う「制度化された個人主義」。文化が多様化する中で、連帯を保証するもの）が必要だ、と説く。具体的には、彼は、共同体を重視し個人と共同体との新たな関係作りを唱い（例えば、彼の唱える犯罪対策は、警備面で警察と市民とが協力する事、政府と企業と地域と共同体とが協力する事、犯罪で悪化した都市へ投資する企業を政府が税制面で優遇する事、である）、企業家の創意を支援せよと言い、生涯教育を推奨し、公共事業に民間団体（彼は、第三部門、特に NGO や NPO を、殊更に称揚する）を参加させた活動的な市民社会（積極的福祉社会）を標榜する。

「第三の道」に対しては、「経済的不平等を是認するものだ」「市民社会や公共圏を重視すると言いつつ共同体や地域や家族に社会的責任を押し付けるものだ」「市場万能主義だ」との批判が寄せられた。こうした批判に対して、ギデنزは応答した [Giddens 2000]。その応答に拠れば、「第三の道」は、活動的

な政府の中核的重要性と、公共圏とを、強調する。国家の力の喪失は、グローバル化に依ってのみならず、国家の内的危機からも齎された。政府は、マクロ経済的安定性を創造しようとするべきであり、教育とインフラストラクチャーとに於ける投資を促進すべきであり、不平等⁵⁾を抑制すべきであり、個人の自己実現の為の機会を保証すべきである。市場経済は社会的諸制度の枠内でのみ効果的に機能し得るに過ぎないから、政府の務めは、諸制度を準備し個人や集団の自発性を促進する事だ。市場は、倫理的価値を創造しも持続させもしないが、左派は、市場は必要悪だという考えを、捨てねばならぬ。市場は、市民権を創造しないけれども、市民権に貢献出来るし、不平等の縮減にすら貢献出来る。我々は、政府と市場と市民社会という三つの圏を繋ぐ新たな社会契約を、結ばなければならない。

とは云え、「第三の道」は、本質的には、福祉政策と企業政策（企業の創意を重視）とを置き換える。社会の中で最劣位に在る人々は、援助されなければならないが、「第三の道」では、その援助は、彼等の創意性を発展させる事に依ってしか、又、雇用創出を困難にする硬直性を捨て去る事に依ってしか、為され得ない。国家に依る教育と福祉政策とを改善させようとし、経済的目標と社会的目標とを調停しようとする点で、「第三の道」は画期的だ。併し、これは、「サッチャー後の英国」という文脈の中では中道左派の様に見えるが、実は、社会政策に依って和らげられた新自由主義なのであって、中道右派に他ならない。これは、既に手段を持っている人々にしか手段を与えないという点で、「外部」の人々（移民から始まって貧困層や失業者その他に到る迄の、当該社会の内に存在する少数派）を社会統合する政策というよりも寧ろ、既に「内部」に居る人々を助ける政策なのだ（少数派を助ける役目は、NPOや共同体や地域や個人々の努力に負わされる）。

4. 社会的左派に依る「2.5の道」 ～A. トゥレーヌの場合

フランスでは、1990年代に、様々な新たな社会運動が発生した。反人種差別主義、エイズと闘う同性愛者、ブール(beur), ホームレス、失業者、サン・パピエ (sans-papiers: 滞在許可証を持たぬ者)⁶⁾、等と云った「持たざる者」(《sans》)の運動である。社会運動の理論家たるトゥレーヌ⁷⁾が、これらに注目しない筈が無い。彼は、新自由主義から如何に脱するかを考察する際 [Touraine 1999]、特にサン・パピエの運動を高く評価する。例えば、1996年のサン・パピエの運動は、右翼の躍進（国民戦線の台頭の他、1990年代前半には、左派政権が新自由主義的政策を積極的に導入していた）やドゥブレ法に反対し、サン・パピエの状況を正規化しようとし、政府、政党、労組、メディア、知識人、世論を巻き込んだ。1990年代の諸運動は、支配的秩序に抗する闘争ではなく、個人と少数派（「排除された範疇」）との社会的権利のみならず彼等の「文化的権利」（文化的平等を求める権利。自らに固有な生活様式を人々が享受する権利）をも擁護しようとし、市場万能主義とコミュニタリアニズムとに抗う。少数派の権利を擁護する運動は、社会全体に依って中心的と見做される価値の名に於いて、行われなければならない。故に、少数派の権利を擁護する事は、万人の権利を擁護するのに等しく、市民権を真の普遍性（例外無く万人に適用されるが、少数派に不利にならぬもの）へ至らしめるのに等しい。今、我々は、様々な社会的範疇の文化的権利を擁護し乍ら、諸々の利害や価値と社会統合とを調停せねばならぬ。T. H. マーシャル [Marshall 1996] に拠れば、市民権は、「市民的権利→政治的権利→社会的権利」の順に獲得されて来た。マーシャルに於ける「市民」は、実質的には、一国内の「国民」を意味していたが、トゥレーヌは、市民権の内実に「文化的権利」を付加する事に依って、「市民」を「万人」へと昇格させるのである。

トゥレーヌの目指すのは、実質的中道右派の「第三の道」と旧来の社会民主主義との中間に在る「2.5の道」だ(1921年にヴィーンで設立された「2.5のインターナショナル」が、彼の念頭に在る)。「2.5の道」の担い手は、共和主義と極左との間に位置する「社会的左派」である。社会的左派は、様々な社会的範疇が互いの文化的差異を互いに容認した上で連帯し社会統合されるのを、目指す(平等と差異との調停に就いて詳論したのは、[Touraine 1997])。社会的左派は、国家が支配的経済力に奉仕する時、国家に抗う。個人主義は、支配的経済力にとっては、「市場での購買の自由」を指すが、社会的左派にとっては、「全ての個人と集団とが他者と自己との同権を認知し各々の独自性と自己決定権とを擁護する事」を指す。社会的左派の個人主義は、ギデンズの「新たな個人主義」が伝統と慣習とからの解放を謳うだけなものと、対蹠的である。文化的権利を擁護する運動は、社会的左派の個人主義を実現しようとする運動に他ならない。社会的左派は、差異と平等とを認知し要求する多様な運動を含み、市民社会の中に存在する。これは、強制的同化(市場に支配された大衆文化とか、コミュニタリアンの力とかの齟齬)に抗い、万人(特に少数派)の文化的権利を擁護する。その上で、「2.5の道」の掲げるのは、労働の優先、持続可能な発展、諸文化間のコミュニケーションである。

新技術が雇用を多く創出する以上、この分野での仕事に対応した訓練と教育とが為されなければならない(ギデンズに同じ)。実働雇用政策の実施は、国家や第三部門に依ってのみならず、都市、地域、職場(労働組合)に依っても実施されねばならぬ(ギデンズとの違い)。この政策は、社会的同意に基づく場合にのみ、成功し得る。例えば、労組の同意が無ければ、オランダ等は、社会福祉システムを損なわずに失業を減らす政策を、実施出来なかった(トゥレーヌは、オランダの雇用政策を高く評価するが、ギデンズは、失業者の少なさは基準の取り方次第だとの理由と、国民所得に占める社会保障費の割合が欧州随一の高さだとの理由とで、オランダを低く評価する)。新自由主義的政策が西欧諸国で労組の力を弱めなかった点に、注目すべきだ。持続可能な成長は、主要な脅威(社会的文化的脅威の他に、核や生態学的脅威を含む)に対する危機防衛が無ければ、実現され得ない。この成長は、都市の再構築(例えば、富裕層と貧困層とが隔絶すると云った「社会的断層; fracture sociale」を、是正する事)、失業の縮減、諸文化間の関係の促進、老人と若者との周辺化の回避、をも要する。この成長は、国際的な金融循環に於いてよりも寧ろ生産(知識産業や私的サービスでの)に於いて投資される資本を、求めており、国内消費の上昇を必要とする。故に、結局、技術革新と社会的連帯とが、この成長の基本要素となる。国家は、国内の政治的社会的均衡に腐心すべきであって、社会運動を敵視せずに社会運動の要求を容れねばならぬ。超国籍資本の力に依り弱体化した国家が、存在意義を持つとすれば、その意義は、金融資本主義に対して介入する点に、社会的多様性と社会統合(連帯)とを調停する点に、経済的要求と多様な社会的要求とを収斂させるべく政治的介入をする点に、求められる⁸⁾。一国は、国際市場の中での位置に依ってではなく、資源の管理方式(高度経済成長期の「行政管理型の経済」からは脱却せねばならぬが)と国内問題の解決方式とに依って、定義される。だから、諸文化(様々な社会的範疇)の間に普遍的なコミュニケーションが構築されねばならず、その為にも、文化的権利の擁護が必須なのだ。経済生活は、ネイションを超えた水準で発展しているが、同時に、新旧の文化的アイデンティティ(地域ナショナリズム、様々な社会的範疇の多様な生活様式、等)も増殖している。この事実は、政治制度が中間水準(ネイション、地域、都市を問わず)で最も良く機能し得る事を、示す。国家を再構築し公共支出を削減せねばならぬ一方で非商業領域(保健、教育、環境保護、等)への支出を増やさねばならぬ、とすれば、非商業領域は、次第に広範に、地域や都市や職場や自発的組織に依って統治される様になるだろう。

5. 真に普遍的で国際的な福祉国家を目指す ～P.ブルデューの場合

「場」(界: champ) は、ブルデューの「プラティック理論」の中で、最重要な概念の一つである。場の中で、行為主体は、固有の社会的位置を占め、稀少な財の所有と利益の配分とを巡って闘争する(その争点が卓越性や正統性) [Bourdieu 1979: II部4章]。

当初、経済界は、国民国家の枠内で形成された⁹⁾。経済空間が国家の形成に貢献すると同時に、国家も、重商主義政策を通じて、経済空間(国民経済の市場)の一元化(統一)に貢献した。この過程で、支配層は、公共利益に仕えよとの故を以て、又、普遍主義的な制度(例えば、平等主義に基づく学校制度)を通して支配的位置に達したとの故を以て、自らを正統化した。即ち、国内の一元化の過程は、国民を同じ一つのゲームの中に統合する(例えば、通貨や言語や教育制度の統一)と同時に、実は、普遍主義的理念とは裏腹に、特定の階級へ権力を集中させたのである。一元化は、支配層にとって、有利に働く。何故なら、ゲームの規則を定めるのは、支配層なのだから。但し、この段階では、一元化は、国境内に限定されており、又、財や人の自由な流通に対して様々な法的障壁(関税、為替の統制、等)が、設けられていた。

今日、経済界の拡大に伴って、斯様な障壁が消滅しつつある。この消滅は、技術的経済的要因(空輸、コンピュータ、インターネット、等の新たなコミュニケーション技術)と法的政治的要因(極めて特殊な集団が強制する、自由化や規制緩和)とに依って、促進される。特に、金融領域では、この二つの要因の所為で、世界経済界の形成が進み、諸々の国民国家の市場を分離していた時間的隔たりが、消滅する。

ブルデューは、「場」概念を中心とした自らの理論を、世界経済界の分析に適用する [Bourdieu 2001: 94-108]。グローバル化という言葉の目的は、国家に結び付いた障壁や、経済界の拡大に対する障壁を打倒する事だ。経済のグローバル化は、技術的経済的な諸法則から機械的に結果したのではなく、「通商の自由化」政策(企業とその投資とを阻むあらゆる国家的規制を、除去する)の適用から結果した。国家の市場が社会的創造物だったのと同様、世界的市場も、意識的に協議された政策の産物である。嘗て、国家の市場が形成される過程で、一元化が行われ支配層が権力を握った如く、今日、新自由主義的政策は、今迄国境内に居た行為主体や企業を、より強力な生産力と生産様式との競争(国際的に一元化された競争)の渦中へ投げ込む事に依って、自らの支配の条件を創造する。今日の世界経済界に於いて、国際的に一元化された競争は、特定の支配的な国家の決めた規則の下で行われ、又、その支配的な国家にとって有利に働く。その結果、新興経済に於いては、国家の保証した保護策が消滅し、国内企業が破綻する。インドネシアやブラジルの様に、外国からの投資に対する障壁が完全撤廃された国々では、地元企業が多国籍企業に安価で買収される。

グローバル化という語は、「普遍性の帝国主義」(或る社会が、自らに固有な特殊性と独自性を、普遍的モデルとして暗黙裡に制度化し普遍化し他へ押し付ける事)に他ならない。これは、世界の経済界と金融界との一元化の過程(離れ離れだった諸国民経済を、米国経済——或る社会的歴史的特殊性に根差した経済——をモデルとして統合する過程)を、不可避的な運命であり且つ普遍的解放の政治的プロジェクトであると思わせようとする。一元化した世界経済界に於いて米国が支配的位置を占められるのは、米国が競争上の利点の総体を手中に収めているからだ。米国には五つの利点がある。第一、金融的利点。ドルの力は、米国に世界中の資金を集中させ、米国の赤字を埋め、米国の低い貯蓄率と投資率とを埋め合わせ、米国の経済政策に隷従する諸国に対して米国の通貨政策を押し付ける。第二、経済的利

点。即ち、資本財部門と投資財部門との力と、競争力。特にマイクロエレクトロニクス産業や、技術革新への民間投資に於いて銀行の果たす役割である。第三、政治的軍事的利点。外交上の重要性の故に、米国は、自らの利益に好都合な経済的商業的規準を押し付け得る。第四、文化的言語的利点。例えば、官民の研究システムの例外的高水準や、法律家の力、大法律事務所、商業形式での文化生産と電信とを支配する英語の万能性。第五、象徴的利点。つまり、近代性のイメージに結び付いた世界表象の生産と普及、特に映画である。

世界経済界の統合は、自由貿易、資本の自由な循環、輸出志向の成長、を強制し、国境無き普遍主義を装う。だが、現実には、これは、支配層（特に大機関投資家）に奉仕する。大機関投資家は、国家を越えた所に位置するが、主要国（米国等）、世界銀行、IMF、WTO と云った国際機関を介しそれらを統制しつつ（殊に、ロビー活動に注目すべきだ）、自らに好都合な条件を保証しようとする。これらの国際機関は、国民国家に付託された機能（社会保障等）を果たさない癖に、不可視的な仕方でも各国政府を動かす。その結果、国民国家は、税制の軽減措置や無償でのインフラ提供の形で、競争に晒される羽目に陥る。世界経済界は、その下部に様々な場を含むのだが、それらの場（様々な産業界）も、今日、世界金融界に構造的に従属している。世界金融界は、あらゆる規制を撤廃する措置に依って、強引に自由化された。斯くて、大機関投資家（年金基金、保険会社、等）の集めた資金は、金融業界だけに依って統制される自律的な力となる。次第に、金融業界は、生産投資を等閑にし、投機や金融だけしか目的としない金融取引を優先する様になり、投機の国際経済は、国家の機関（中央銀行等）の統制から自由になり、同時に、長期金利は、国家の機関に依ってではなく、金融市場の趨勢を指揮する少数の国際的オペレーターに依って決められる様になる。国家を越えた国際的機関は、株主の利益という名の下に、資金の収益性を企業に押し付けるから、収益性の追求が企業の戦略を方向付ける様になり、結果的に、資本の無制限な移動や、製造業や銀行の国外移転が、奨励される。

斯様な流れに抗するには、どうすれば良いのか。ブルデュー [Bourdieu 1998: 34-50, 66-75] に拠れば、多国籍企業と国際的金融機関とに対抗出来るのは、福祉国家を措いて他に無い。国家は支配層から独立していないが、被支配層は、国家の社会福祉的側面を擁護しなければならない。この側面こそが、全ての国家の目指すべき普遍的機能を、表すのだから。斯様な普遍的機能を実現する為には、国際金融と国内政治との力から相対的に自律し EU の諸機関の社会政策を強化し得る「ネーションを越えた (transnational) 国家」(真のインターナショナリズム) が志向されなければならない。その為には、欧州諸国の市民を動員せねばならず (1990 年代の社会運動を高く評価し、被支配層の社会的権利の擁護を通して普遍的理念を実現すべきだと言う点で、ブルデューとトゥレーヌとは一致する)、社会運動に依って国民国家の上で且つ国民国家を通して働き掛けねばならず、社会運動を国際的に広めて社会運動の要求を諸国で実現させるべく努めねばならぬ。

6. 結 語

ブレア首相¹⁰⁾の参謀たるギデンズは、サッチャー政権時代には体制批判の知識人だったけれども、今や、経済効率を過度に重視するので、トゥレーヌとブルデューとは余りに違う。但し、社会政策に就いて広範囲に亘って語るのは、ギデンズである。彼は、グローバル化を、国家や企業や NPO が意図的に推進した過程だと重々認めるが、結局は、近代性の必然的に出来せしめる複合的過程だと捉える。一方、ブルデューは、世界経済界に於いてグローバル化の理念を鼓吹する担い手とかその理念の齎す象徴的効

果とかを、暴く。彼にとって、グローバル化は、世界経済界の中で特定の支配的勢力が正統性と利潤とを得ようとして意図的に創出したものでしかない。トゥレーヌは、ギデنز同様、グローバル化を複合的過程だと捉える。だが、ギデنزと違い、トゥレーヌは、労組の同意に基づく施策と少数派の文化的権利の擁護とを通して国内の消費と投資とを向上させる事に依って、グローバル化を推進する新自由主義的政策の悪弊から脱しよう、と言う。

では、三者に共通する立場、我々が三者の共通項として学び取るべき立場は、無いのか。私見に拠れば、それは、左派の効用を可能な限り強調すると同時に《市民社会＝公共圏》¹¹⁾を重視する事である。左派思想の特徴は、あらゆる個人的自由を保証し万人の平等を実現しようとする点と、市場を信頼せず政府の経済的介入を許容する点と、少数派を中心とした様々な社会的範疇の自律性を保証しつつ普遍主義とインターナショナリズムとを目指す点とに、求められるだろう。云う迄も無く、この特徴は、理想的なものであって、往年の又は現存の社会主義諸国の実態とは違う。

経済効率と市場とを過度に重視するギデنزですら、社会民主主義の看板を下ろさない。下ろさないからこそ、彼は、社会の全成員に「機会」と「公共空間への参加権」と「教育」とを与えるべきだ、と言う。これが、彼の言う「包摂」であり「平等」なのだ。此处では、「全成員」という点が重要である。市場重視が左派からの逸脱である以上、彼は、この逸脱を埋め合わせる為に、全成員の平等をより強く保証せざるを得ない。彼の中で、左派思想が、市場万能主義に歯止めを掛ける効用を、有する。この効用の故に、彼は、「企業の創意を国家が支援すべきだ」と言うと同時に、「諸国家が協力して多国籍企業から収税すべきだ」とも言い、世界経済界の力に屈服しない。だが、新自由主義者こそが「機会の平等」を尊ぶ、という点に留意せねばならぬ。この点を勿論意識しているギデنزは、自説と「機会の平等」とを区別する為に、「市民社会の重視」を標榜する。併し、この「市民社会の重視」たるや、個人や共同体や家族やNPOやNGOの努力を奨励するものでしかない。共同体の定義は、不明だし、家族に社会的責任を過分に負わせる市民社会など、自家撞着だ。NPOやNGOと云った第三部門は市民社会を必ず代表する、とは言い切れない¹²⁾。だから、今でも、ギデنزの意に反して、移民、失業、福祉、等に関する政策は、強力な政府主導に依る他無い。もしもNPOの活動と政府のNPO支援とだけで全ての社会政策が巧く行くのなら、「豊かな社会」は、20世紀半ば以降の高度経済成長を実現した「資本主義の社会主義化」(R.アロン)を待たずとも、エリザベス救貧法から救世軍に到る迄の数多の慈善事業の中で疾に実現されていた筈だ。左派思想と新自由主義との間を漂う中で、ギデنزは、重視されるべき市民社会の内実を、少しも定義出来ない。

ギデنزの斯様な欠点に対抗し左派の理念に忠実なのがトゥレーヌだ、と見る事が出来る。トゥレーヌが特に重視するのは、少数派の社会運動、都市、職場(労組)、等であって、これらは明確に定義され得る。理論的には互いに親和的でないトゥレーヌとブルデューとは、少数派の権利の擁護が真に普遍的な理念の実現に繋がるとする点、及び、国民国家を金融資本主義に対する防波堤とした上でインターナショナリズムを目指すべきだと言う点で、共通の立場に立つ。両者は、上記の左派思想の特徴を少しも逸脱しない。必要なのは、国家の社会福祉機能(市民社会を代表する権利要求を、国家が実現する機能)に訴え掛ける事であり、国家に対して社会運動(少数派の権利の擁護を通して万人の権利の擁護を目指す、真に普遍主義的な運動)を起こす事だ。国家は、市民社会の中に存在する社会運動の要求を容れて少数派の社会的文化的権利を承認する時、万人に対して真に平等で普遍的な福祉機能を果たす。それ故、トゥレーヌとブルデューとは、国家の上で社会運動を繰り広げて国家に社会運動の要求を容れさせる事

で以て、且つ、この運動を国際的に広めて諸国（彼等にとっては EU 諸国だが）を国際的な福祉国家にする事で以て、世界経済界に対抗しようと言う。何故なら、当面、他に方法が無いのだから。

ギデンズ、トゥレーヌ、ブルデューの三者は、国家から相対的に自律した機関や運動を重視する点では、大まかに共通する。従って、各様にはあれ、三者は、《市民社会＝公共圏》の自律性を尊重する筈であり、又、公共圏の要求を一国内は固より国際的にも実現させようと言うに違い無い。社会的世界を公共性の観点から分類する際、「公的部門/私的（民間）部門」に二分する仕方と、「公権力の領域/公共圏/私的な領域」に三分する仕方とが在る。三者は、後者に於ける「公共圏」を、重視するのだ。

市民社会は、以下の構成要素から成る [Cohen and Adato 1992: 346]。第一、家族や非公式集団や自発的結社の多様性と自律性が、様々な生活様式を考慮する事（多様性の許容）。第二、文化とコミュニケーションとの諸制度（公表；publicity）。第三、諸個人の自己発展と道徳的選択との領域（プライベート）。第四、多様性とプライベートと公表とを国家や経済から区別する為に必要な、法律と権利との構造（合法性）。諸個人の市民的自由を擁護する為に公権力を制限するのが、市民社会（公共圏）の働きである。T. H. マーシャルが史的考察を通じて明らかにした各種の市民権は、その制限の為に合法的根拠に他ならない。

公共圏を重視する思想は、公表の重要性を強調する以上、必然的に、世論や言論界に於ける知識人や科学者の役割に言及する。未曾有のリスクに脅かされつつある現代に於いて、リスクを管理するには予防原則が必要だから、科学者は「脅し屋さん」になってでも情報開示に努めなければならない [Giddens 1999: 2 章]。開示した研究成果が杞憂に終わるかも知れなくても、リスクの発生可能性の在る限り、科学者はその成果を発表すべきだ。例えば、当初予想された程にはエイズが先進諸国で蔓延しなかったのは、科学者と政府とがその蔓延のリスクを早くから世論に訴えておいたからかも知れないのだから。リスクは、自然科学的なものだけでなく金融的経済的政治的なものをも含む。人々にリスクを感じさせず水面下で経済のグローバル化政策を完遂する為に為される文化的象徴的宣伝も、存在する。グローバル化のイデオロギーが数学や専門用語で武装しておりマス・メディアやメディア知識人を通じて普及するからこそ、このイデオロギーの虚偽を知的に暴き得る知識人が必要だ [Bourdieu 1998: 58-65]。知識人が介入するのは、社会的政治的生活を統一し得る効果的な原理が無い時である [Touraine 1999: 147-154]。多種多様な知識人が居るが、活動家ではない知識人の発言は、我々の社会が統一性を持たず断片化しつつある時に、民主的精神を強化し社会的闘争を再構成するのに役立つ。その際、知識人は、公権力から離れた位置に、即ち公共圏に、居なければならない。科学者や知識人が人々に向かって行為する場は、言論界であり、彼等は、世論に訴える。知的専門家が言論界で社会批判をする際の準拠点が、前記の左派思想の特徴に他ならない。

三者の所説は、飽く迄、社会的理念たるに留まる。「第三の道」は、教育と第三部門との重視を看板に掲げるだけで実は新自由主義と変わらないし、トゥレーヌやブルデューが高く評価する社会運動は、常に巧く組織される訳でも次々に叢生する訳でも所期の目的を必ず達し得る訳でもない。だが、三者は、専門の学界と一般の言論界との双方に於いて高く評価され多大な注目を集める業績を、倦まず弛まず産み出す。学界と言論界との双方も、三者の業績に対して、強い関心を常に示す。理論家の専門的且つ社会的な存在理由を明らかにする典型例として、又、理論家と学界と言論界との相互交流の模範例として、三者の活動と西欧社会でのその受容のされ方とは、日本に於いて大いに参照されるべきだろう。

注

- 1) 三者の中で、自ら経験的研究（民族学的調査と統計的調査とを含む）を数多く積極的に行ったのは、ブルデューだけである。だが、ブルデューの経験的研究は、社会政策に即効的に影響を及ぼす目的を、持つものではなく、又、理論研究と相即不離なものだ。
- 2) ギデンズでさえも、保守党政権時代には、サッチャー主義を強く非難していた。
- 3) 「構造化理論」の要諦に就いては、[平林 1997] を参照。
- 4) ギデンズの定義 [Giddens 1990: 訳 85] では、グローバル化とは、「様々な社会的状況や地域間の結び付きの様式が、地球全体に網目状に張り巡らされる程に拡張して行く過程」であり、「或る場所で生じる事象が、遙か遠くで生じる別の事象を方向付けたりそれに方向付けられたりしつつ、遠隔地域を相互に結び付けて行く過程」である。同様に、トゥレーヌ [Touraine 1999: 14, 28-29] も、グローバル化を、経済面だけでない「諸傾向の総体」と捉える。トゥレーヌは、「市場に導かれるか国家の政治的介入の影響を受けない本質的に自由な世界社会」が創造されるという断定を、イデオロギー的なデマとして拒む。ブルデュー [Bourdieu 1998] [Bourdieu 2001] は、世界経済界に於いてグローバル化という標語の普及が齎す諸効果と、その普及を推進する勢力の実態とを、暴く。但し、ブルデューは、この語を、経済的な意味でのみ捉える様である。
- 5) 不平等と税の役割とに関するギデンズの見解 [Giddens 2000: 89-103] は、彼の卓見と欠点を如実に示していて興味深いので、少々長めにではあるが纏めておきたい。

1970年代以降、産業諸国では、経済的不平等が高まっている。世論に「社会的平等主義」が普及し、女性が社会進出し、「社会的に烙印を押された集団」（同性愛者、等）が社会的に受容された、という変化が、不平等問題を複雑にしている（例えば、母子家庭が増えその所得が両親家庭の所得よりも低い一因は、女性の自立の高まりに求められる）。今迄の統計的研究は、生活周期に応じて個人々の経済状況が移り変わる様子を、掴まなかったし、貧困から脱する動きよりも貧困に陥る動きに関心を示していた。近年の研究に拠れば、貧困は、貧困に陥った事の有る多数者にとって、長期に亘って社会的援助を要する様な永続的狀態ではない。OECDの研究（英米独加を比較）で明らかになったのは、人口の20~40%が少なくとも1年間は貧困状態を経験する事と、彼等の大半が短期間しか貧困状態を経験しない（貧困状態に留まり続けるのは2~6%）事とである。経済的不平等の原因を断つのは容易ではないが、米国の研究に拠れば、この問題に関して、自由貿易は重要な影響を殆ど及ぼさないらしい（所得の不平等は、貿易が重要である産業に於いてのみ生じて来た訳ではない）。科学技術の変化の方が、グローバルな自由貿易よりも重要だ（情報技術の普及に依り、無資格労働者は用済みになり、熟達者と高学歴者とが生産性や稼得力を伸ばした）けれども、それよりも、人口統計学上の傾向とか、家族に於ける労働パターンの変化（共稼ぎ夫婦や、子を持たぬ人々、等）とか、非労働資源（特に、資本資産）から生じる不平等の拡大とかの方が、所得の不平等の拡大に影響を及ぼす。

経済的再配分的手段として、とりわけ累進課税は重要だ。併し、これは、実に行い難い。第一に、所得税が実質的な再配分効果を持ち得るには、余り富裕でない多くの人々が富者の範疇に括られざるを得ず、第二に、嘗ての様な法外な累進所得税は最早実現出来ないし望ましくもなく、それ故、第三に、社会民主主義者は、能う限りの増税を通じて殆どの社会問題は解決され得るという理念を、捨てるべきであり（減税は、適切に為されれば、供給面での投資を増やし、利潤と可処分所得とをもっと創造出来る）、第四に、財政政策は政府と国家との再構築過程から切り離せず（今の納税者は、政府が硝子張りの制度枠の中で税収を有効に使っているか否かに、大変喧しくなっている）、第五に、貧困層と無特権層とを助ける最良の方法を決めねばならぬが、福祉システムの存続の為の多大な支出は不平等の緩和を必ずしも助長しない（スウェーデンでは、過度に平等な賃金構造が、労働や教育への誘因を削ぐ）。西洋諸国では、税と移転所得とのシステムは、確かに再配分効果を持つ。社会的移転所得と連結した課税水準は、所得税の累進性の度合いよりも、再配分のより重要な資源である。税収基盤は、雇用を最大限に創出すべく策定された政策を通して、機能的に構築される。「悪の産出を挫く税」（環境税、炭素税、等）は、導入されるべきだし、実行出来る（結果的に、この税収は、国民保険への雇用主の支出を、減らせるし、貧困層の保護へも回され得る）。累進消費税も有効だ（貯蓄への誘因を高めるから。貯蓄と投資とが、長期的経済成長の原動力である）。富裕税（特に、相続税）や、諸国の政府が協力して多国籍企業から収税する事も、大事である。

如上の見解は、最新の膨大な学的成果を踏まえている点で、啓発的である。併し、例えば、先進諸国の人々の多くはその生活周期の中の短期間にしか貧困状態に陥っていない、という見解は、階層間の経済格差が拡大し社会移動率が低くなりつつある先進諸国の現状を、結果的暗黙的には認して仕舞う。ギデンズは、経済効率

- を意識し過ぎる余り、「万人にとって理想的で平均的な、実現さるべき生活水準」を思案し忘れていた。
- 6) サン・パピエの運動に就いては、[稲葉 2000] が大変参考になる。
 - 7) トゥレーヌは、社会運動を階級闘争として捉えていた[Touraine 1973: 347-431]。だが、1990年代には、嘗て自らの定義した「社会運動」を「社会的な運動」(mouvements sociétaux)と呼び換えて「社会運動」概念を拡張し[Touraine 1997: 117-158]、1990年代に起こった様々な新たな社会運動を積極的に自らの理論に組み込もうと努めた。彼[Touraine 1992]に拠れば、近代性のプロジェクトは、共同体を志向する全体主義的な全体論に抗して、且つ、消費を志向する快楽主義的な個人主義に抗して、構築されなければならない。今や、従来の階級闘争と、グローバルな経済的支配力から主体を護る闘争とが、一体化しなければならない。
 - 8) 国家権力の増長を許すべきではないが、ニュー・エコノミーと新自由主義とに対抗する為には国家権力を防壁として利用するしかない、というトゥレーヌの主張は、[Touraine 1994]に詳しい。この点に関して、トゥレーヌとブルデューとの見解は一致する。
 - 9) ブルデューの国家論は[Bourdieu 1994]。これを検討したものは[平林 2001]。近代性と階層格差との問題に関するブルデューの貢献を論じたものは、[平林, 2002]。
 - 10) ディクソン[Dixon 2000]に拠れば、ブレア首相は、不平等やサラリーマンの雇用不安を容認する点で、又、公と民間とのパートナーシップを唱えつつ社会問題の解決を民間へ押し付ける点で、サッチャーの「立派な後継ぎ」でしかない。
 - 11) 便宜的な括り方ではあるが、紙数の都合上、この概念に関してこれ以上触れられない。
 - 12) 第三部門は、《市民社会=公共圏》を代表する時、真に普遍主義的な運動の担い手たり得るが、一部の特権的な者の利益しか代表しない時、圧力団体や無法集団と化す。例えば、国際捕鯨委員会では、先進諸国の環境 NGO が、単なる動物愛護趣味の為に、発展途上国を苦しめている[水産経済新聞, 2002]。第三部門の機関の活動の正否を見極める為には、《市民社会=公共圏》と真の普遍主義との今日的定義付けが必要となるだろう。

参考文献

- Bourdieu, Pierre 1979 *La distinction*, Minuit. 石井洋二郎 (訳)『ディスタクシオン』(全2冊) 藤原書店 1990.
 ——— 1994 “Esprits d’État”, *Raisons pratiques*. pp. 99-133. Seuil.
 ——— 1998 *Contre-feux*, Raisons d’agir.
 ——— 2001 *Contre-feux 2*, Raisons d’agir.
- Cohen, Jean L. and Adato, Andrew 1992 *Civil Society and Political Theory*, MIT Press.
- Dewey, John 1930 *Individualism, Old and New*, 鶴見和子 (訳)「新旧個人主義」~『世界大思想全集 19』河出書房新社, 1960.
- Dixon, Keith 2000 *Un digne héritier*, Raisons d’agir.
- Friedman, Milton, et al. 1979 *Free to Choose*, H. B. Jovanovich. 西山千明 (訳)『選択の自由』(上下) 講談社文庫, 1983.
- Giddens, Anthony 1990 *The Consequences of Modernity*, Polity Press. 松尾他 (訳)『近代とはいかなる時代か』而立書房, 1993.
 ——— 1999 *Runaway World*, Profile Books. 佐和隆光 (訳)『暴走する世界』ダイヤモンド社, 2001.
 ——— 1998 *The Third Way*, Polity Press.
 ——— 2000 *The Third Way and its Critics*, Polity Press.
- 平林豊樹 1997 「P.ブルデューと A.ギデンズとに於ける『実践』と『再生産』」~『三田社会学』(三田社会学会) 第2号 (41~75頁)
 ——— 2001 「社会学的国家論の一方」~『年報社会学論集』(関東社会学会) 第14号 (248~259頁)
 ——— 2002 「現状を批判する理論としてのプラティック理論」~『情況』(情況出版) 2002年6月号 (188~203頁)。
- 稲葉奈々子 2000 <http://www.jca.ax.apc.org/emsj/japanese/kobako/inaba1.htm>
- Marshall, T. H. 1996 *Citizenship and Social Class*, Pluto Classic.
- 水産経済新聞 2002 <http://www.suikei.co.jp/wadai/1WC2001/Guinea.htm>
- Touraine, Alain 1973 *Production de la société*, Seuil.
 ——— 1992 *Critique de la modernité*, Fayard.
 ——— 1994 *Qu’est-ce que la démocratie?*, Fayard.

—— 1997 *Pourrons-nous vivre ensemble?*, Fayard.

—— 1999 *Comment sortir du libéralisme?*, Fayard.